

西東京市ごみ資源化及び ごみ減量推進協議会報告書 (提言)

平成18年3月

西東京市ごみ資源化及びごみ減量推進協議会

目 次

はじめに	2
西東京市のごみ減量化及びごみ減量施策	3
提 言	
1 生ごみ・剪定枝の堆肥化の促進	4
2 集団回収の促進	6
3 事業活動に伴うごみ処理	7
4 ごみの分別の徹底	9
5 容器包装サイクル法によるその他プラスチックの分別収集	10
6 市民、事業者、行政の役割	11
おわりに	13
資 料	14

はじめに

西東京市ごみ資源化及びごみ減量推進協議会は、平成16年11月30日に発足しました。本協議会は、西東京市総合計画に位置付けられ、平成16年3月に策定された西東京市環境基本計画の優先課題である「ごみの資源化を進め、ごみを減量させよう」という重点プロジェクトの一環として設置されました。

本協議会では、市民・事業者・行政がこれまで実施してきたごみの資源化及びごみの減量の施策を検証し、促進させるための実践に向けたプロセスを協議することとしました。

そこで本協議会は、まず第1に、西東京市の廃棄物行政の現状を、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）・リフューズ（ごみになるものを断る）の4Rの視点から検証してまいりました。

次に検証結果として、以下の5項目を検討項目とし具体的な取組方法を協議いたしました。

生ごみ及び剪定枝の堆肥化（地域循環型社会のモデル化）
集団回収活動の拡大と地域コミュニティづくり
事業活動から排出されたごみの資源化の促進と排出抑制の具体策
学校教育でのごみ問題・環境教育の促進
集団回収団体・廃棄物減量等推進員・自治会等の地域ネットワークづくりと市民啓発活動

平成16年11月の第1回開催から平成18年2月17日までの計9回にわたる協議結果として、本協議会は、この5項目を実践するにあたっては小規模なモデル事業として発足させることが望ましいと提言することといたしました。また事業化するにあたっては、市民・事業者・行政の連携強化、調査研究の場の設定、それぞれの役割分担の明確化、実施にあたっては必要な具体的要件を整備し、早期に実施計画に位置づけていくことを望みます。

なお、本報告を行うにあたり、約1年5か月にわたって、ご多用の中、熱心にご検討いただいた委員各位、ならびに事務局の方々に深く感謝申し上げます。

平成18年3月

西東京市ごみ資源化及びごみ減量推進協議会
会長 五十島 統一

西東京市のごみ資源化及びごみ減量施策

1 現在の取組状況

西東京市では、合併以前より旧両市において他の自治体に先駆けて、保谷地区は昭和63年3月から、びん、缶、古紙類（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック）の分別収集を開始し、平成8年11月には容器包装リサイクル法の一部施行を受けてペットボトルと白色トレイの分別収集を開始した。一方、田無地区は平成元年10月から、びん、缶、古紙類（新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック）の分別収集を開始し、平成7年12月には容器包装リサイクル法の一部施行を受けてペットボトルと白色トレイの分別収集を開始した。

西東京市は平成13年1月21日に誕生し、合併後、ごみの減量とリサイクルを進展させることを目指した施策と、市民にわかりやすく出しやすい収集方法を目指して、平成15年10月から可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の収集日等の統一化を図った。現在、市内を4地域に区割りして、可燃ごみを週2回収集、不燃ごみ、ビン、缶、ペットボトル、古紙類をそれぞれ週1回収集、白色トレイについては公共施設等約370箇所での拠点回収を行っている。また新たに、高齢又は障害等により自ら家庭廃棄物を持ち出すことが困難な世帯を対象とする「ふれあい収集」を開始している。その他の施策として3か月に1回の廃食用油回収や平成13年9月より大型集合住宅で生ごみ堆肥化モデル事業を開始し、平成16年8月からは剪定枝のモデル地区収集を実施し堆肥化事業に取り組んでいるところである。

さらに、市民の協力を得て集団回収事業は、約377団体19,357世帯に広がり、64人の廃棄物減量等推進員の活動も期待されているところである。

2 課題

本市は、排出されるごみを減量し最終処分場の延命化を図るとともに、環境負荷を極力小さくする施策としての天然ガス車の導入等をいち早く実施してきた。その結果、市民の協力もあって一人当たりのごみ排出量は多摩地域・東京都・全国の平均レベルと比較しても少なく、排出抑制が図られているといえる。しかし他方、資源化率を見るとここ数年間は横ばいであり、プラスチックごみの増大やごみ総量の約50%を占める可燃ごみの分別資源化及びごみ総量の排出抑制が急務となっている。こうした状況に対処するため本協議会は、具体的な施策として次の5項目を設定し、市民・事業者・行政が連携の強化を図り具体的に取り組むべきことを提言として取りまとめた。

提 言

1 生ごみ・剪定枝の堆肥化の促進

(1) 現在の取組状況

生ごみのリサイクルと減量化の方法としては、発生抑制と自己処理による堆肥化等がある。合併後新たな事業として、平成13年9月より、グリーンプラザひばりが丘南（都市基盤整備公団住宅内）に大型生ごみ処理機を7台設置し、入居世帯から排出される生ごみを一次処理し、さらに6か月間かけて二次処理する堆肥化事業を実施している。この堆肥は市民団体である「花の会」へ必要に応じて配布している。家庭から排出される生ごみの中には、不純物が多く混入されていることなどから、市内の農家の方からは「現状では農作物の堆肥としての使用は難しい。」との見解が示されている。

また、平成16年8月から剪定枝の収集をモデル地域で開始し、毎週月曜日に下保谷3・4丁目及び北町4丁目の下屋敷自治会、南町2丁目の柳沢住宅自治会を対象に平成16年度で約18,000キログラムを収集した。

この剪定枝は収集後、チップ化して、茨城県内の堆肥工場に持ち込み、純粋な野菜くずを添加物とし、堆肥を製造している。毎年4月から12月まで実施している市内のりさいくる市で、これらの無料配布を行っている。

(2) 委員の意見

生ごみの堆肥化は、ごみの減量化・循環型社会形成にとって有効な手段である。農家で使用できる堆肥とするには、家庭から排出される添加物が多く含まれる加工食品の生ごみを使用しての堆肥化は難しく、適さない。実践は、モデル事業として不純物を取り除ける学校や特別養護老人ホームなどの集団給食や市の食堂などから排出される生ごみを使用して行い、生産した堆肥を農家で使用する。そこでできた農作物を学校給食など地元で食べる。そういう地域循環型でなければ有効でないとする。資料としてお示しする東京都の事業「有機農業堆肥センターの取り組み」は参考になる。

公園や街路樹の剪定枝を使用しての堆肥化は、排出量も大量であり関係部課と造園業・農家等が連携して取組む必要がある。多摩では、町田、青梅、立川などが参考になる。

課題は、西東京地域内で堆肥化できる施設（例えば東大農場の理解を得るなど）、堆肥を使う農家や市民家族農園、体験農園、学校、また農作物を消費してもらう市民、というシステムが必要となる。このため環境負荷を少

なくし、コストを低く抑えることが不可欠と考える。会員制で効果が出ている佐賀県伊万里市が参考になる。

事業で排出されるごみの処理費用は、相当の額となる。アスタでは、月100万～130万円かかる。これを減量できればコスト減になるのではないか。トイレの汚水をバイオ処理の設備にしたため経費が削減され、汚泥処理もなくなった。

集団回収団体で生ごみ処理機を購入し、堆肥化もしくは減量化する。そうしたモデルができれば、ほかにも広がって行くのではないだろうか。ただ問題は設置場所で、計画しているリサイクルプラザや地域の学校・公共施設、民間の協力駐車場などに設置してもらえると地域コミュニティが確立できるのではないか。

(3) 提言

多量に発生する公共施設・事業活動から排出される生ごみや、剪定枝を地域内で堆肥化し市内農家で使用して、農作物を市民が食用にすると考えた、資源循環型社会に即した資源化事業を小規模モデルで実施していくことが望ましい。また、生ごみや期限切れ食品等の飼料化についても、ごみの減量に有効な手法として調査研究することが望ましい。

これを実施するにあたっては、関係部課や事業者・東大農場等との連携を図る場を設定し、行政が積極的に堆肥化施設等の確保を関係機関等に働きかけることが西東京市民の安心な生活に必要と思われる。

国や都の補助事業もあるので調査研究が必要である。

集団回収団体等に協力していただきモデル地域を設定し、生ごみの堆肥化を実践していく。できた堆肥は家庭菜園や花壇などで活用し、近隣家庭のネットワーク作りを目指すことが望ましい。

現在モデル地域で実施している剪定枝の回収を拡大していくことが望ましい。しかし、環境負荷、コスト、活用方法を意識した調査研究が必要と思われる。

生ごみ処理機の普及・拡大を促進するため、補助金や排出抑制について広報活動を強める。

2 集団回収の促進

(1) 現在の取組状況

集団回収の活動状況は、現在377団体が登録されており、平成16年度実績は約2,916トン回収され、市全体の総資源化量の約23%を占めている。回収の品目は、新聞、雑誌、段ボール、はがき、衣類を回収している団体が多く、分別もきちんとされており、衣類は雨にあたってもいいように袋に入れて出すことや、名刺1枚まできちんと出している団体が多い。また、本市の平成17年度集団回収奨励金は、1キログラム当り8円を限度に予算の範囲内で交付しており地域に還元されている。

(2) 委員の意見

集団回収の地域拡大とごみの分別・減量は大変重要な課題である。市としての方針・方向付けの明確化によって町がきれいになり、住み良くなっていくのではないかと考える。

ごみを積極的に減らすにはごみを少なくする暮らし方の提案と集団回収が必要だと考える。ペットボトルや、生ごみ、陶器など、現在の収集品目を増やし、どのくらいごみが減るのかモデル地域を作って成果を広報で知らせる。そうした成果に対して該当集団を積極的に表彰するなど工夫をすれば、ごみ集積所を中心としたコミュニティづくりとしての集団回収が推進されると考える。

(3) 提言

集団回収は、ごみの資源化・減量化の促進に有効であり、地域コミュニティ形成の上で重要である。現在、西東京市は、工場跡地などに高層マンション等の大型集合住宅や戸建住宅が建設され人口が急増している。こうした状況の中で、新しく西東京市民となった人たちに、ごみの減量とリサイクルを呼びかけ、集団回収への積極的な協力を求めていくことが、集団回収の地域拡大をはかっていくことにつながる。

また、収集品目を増加したモデル地域を設定し、ごみがどれだけ減量できるか検証し、その成果を広げていくことで具体的なごみの減量につながることを望ましい。

3 事業活動に伴うごみ処理

(1) 現在の取組状況

事業活動に伴って排出される事業系廃棄物は、本市の条例により自己処理が原則である。市内の工場或いは商店等多くの事業者は自己処理をしている。市が把握している許可業者との契約数は、約1,300事業所となっている。市内の複合ビルの事業所では、事業系ごみを可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(段ボール)に分別してできるだけごみを減らすよう各店舗に呼びかけ、ごみの減量と資源化に努めている。また、コンビニエンスストアの中には生ごみ、ビン・缶・段ボールと分別しているところもあり、また、レジ袋を薄くしたり、リサイクル用語を袋に印刷したり、お弁当の割り箸など必要かどうかたずね、必要な人にだけ渡すなど、ごみの減量とリサイクルに努力しているところがある。

(2) 委員の意見

ごみの減量について皆で必死になって取り組んでいるという空気は十分でないし、管理会社から分別を丁寧にして欲しいという要望がある。ダンボール・雑誌などはリサイクルしている。また、飲食ごみの水切りを丁寧にやってもらうという要望もある。ごみ処理の経費は結構かかっている。

コンビニエンスストアでは、ごみ処理は全部事業所で負担している。なるべくごみを出さないようにするためプラスチック製の折畳み式コンテナを使うようにしている。西東京市ではまだ実施していないが、都内23区では、期限切れの食品を堆肥化する事業も始まっている。

お客さんにレジ袋や箸などを「必要かどうか」聞くようにしているが、なかなか廃止には踏みきれない。万引き防止に必要であるとか、要求が強いため大変難しい問題である。

(3) 提言

ごみの減量とリサイクルを実践することで、ごみ処理経費の軽減につながることを各事業所に理解していただき、排出段階からの抑制について、その手段・方法の検討をお願いする。具体的には、繰り返し使うプラスチック製の折畳み式コンテナ等を手本に、ごみの排出を抑制していただく。

生ごみや期限切れ食品等の資源化については、資源化ルートづくりに業界全体が取り組んでもらえるように求めていくことが望まれる。

簡易包装協力店舗やレジ袋を極力出さない宣伝、マイバック運動をしていただく事業所を増やしていくことが望ましい。

ごみ減量化に取り組む事業者に対しては、行政が表彰するなど踏みこんだ方策も検討する必要がある。

ビン・カン・ペットボトル・トレイ・プラスチック容器など事業者が責任を持って回収できるように働きかける。1店舗では厳しいが、商店会・商工会・それぞれの業界の協力や行政との連携を強化し、デポジット（安中市・大井町参考）や地域通貨などの発行で地域振興策を図りながら減量に取り組むことが望ましい。

4 ごみの分別の徹底

(1) 現在の取組状況

西東京市のごみの分別は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみと大きく分けて5分別となっている。一方、資源物の古紙類については新聞、雑誌、雑紙、段ボール、牛乳パック、衣類と6分類に分別されている。また、ビン、缶、ペットボトル、白色トレイ、スプレー缶、カセットボンベは、6分類で計16種類に分別されている。排出段階における分別は、市民の協力が一定程度得られているが、いまだに可燃物の中には古紙類、不燃物の中にはビン、缶、ペットボトルが約5%混入されているのが現状である。そのため市報やごみ分別便利帳・収集カレンダーの発行・指導員体制の充実・出前講座(学校・自治会・サークル等)・廃棄物減量等推進員の拡充等により周知を行っているところである。

(2) 委員の意見

ごみの分別意識は西東京市民の中においては、かなり進んでいることと思われるが一部の市民の中で、特に単身者世帯等においては、分別排出が徹底されていない。そのためには、市報等の発行において、誰もが関心を持ちたくなる減量の工夫やごみの出し方など、家庭ごみに関するコラムづくりの工夫が求められているのではないだろうか。

学校教育の中に必ずごみと環境の一体学習を取り入れてもらう必要がある。また、青少年育成会やPTA・教育委員会とも連携し、学区単位で体験型農業や資源回収に取組み、子どもの時期から4R意識を育むことが必要ではないか。

集団回収団体・廃棄物減量等推進員・衛生協力会・自治会・管理組合・清掃指導員の活動を有機的に連携強化していくことが必要である。

(3) 提言

学区単位で資源回収等に取り組むため、PTA・青少年育成会・近隣自治会の連携を図り分別・減量意識を育てることが望ましい。

ごみ減量推進課独自の機関誌の作成など市民啓発の促進を図るようにする。

集団回収団体・廃棄物減量等推進員と清掃指導員の連携等による地域・市民に密着した啓発活動が必要と考える。

5 容器包装リサイクル法によるその他プラスチックの分別収集

(1) 現在の取組状況

平成12年4月をもって容器包装リサイクル法が完全施行され、「その他のプラスチック」が追加品目となり、現在多摩地域の自治体では14市がこの収集を実施している。本市の「西東京市一般廃棄物処理基本計画」では、平成17年度中の実施を目指すとされていることから、当初柳泉園組合及び構成市において、計画年度の実施に向け、公設公営方式で検討してきた。しかし施設の確保等が困難なことから、民設民営委託方式に変更して協議を進めてきた。その後、諸般の事情により、本市においては平成19年度の早い時期に実施に向け、取組みを進めるとの変更方針が示され、調整が重ねられている。

(2) 委員の意見

平成17年の最初のごみの収集日は、1月4日(火曜日)で不燃ごみの日であった。昨年と比べてプラスチックごみが燃えるごみの約3倍に増えていた。とりわけ食品プラスチックごみが多かった。昨年あたりまで燃えるごみが多かったのが、変わってきた。こうした変化を市民に伝え、日々増えるプラスチックごみを減らしていくために、製造業者と販売業者の協力を得ることが重要になる。

西東京市は、レジ袋でごみを出してもよいことになっている。家庭ごみが有料化になった時、市の指定袋を買ってもらいそれを出してもらうことになる、レジ袋は不燃ごみで出すようになる。容器包装リサイクル法の中に盛り込んでいくことは、ごみを減らす・ごみにしないということと考える。

(3) 提言

市民の理解を求め、本市における財政事情等も勘案して、できるだけ早い時期に実施することを提言する。

6 市民、事業者、行政の役割

(1) 現在の取組状況

ごみの減量とリサイクルの推進については、多摩地域の各自治体（26団体）においてそれぞれ努力を重ね、年々ごみの減量と資源化が促進され、中間処理場で焼却した焼却灰、破碎した不燃ごみを東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が管理する二ツ塚最終処分場に搬入、埋立てている。しかし、今後あらたな最終処分場の確保が極めて困難で、広域処分組合では平成18年度から焼却灰を原料としたエコセメント化事業を開始して、ごみの資源化と最終処分場の延命を図ることとしている。

(2) 提言

市民の役割

ごみとなるものを断る、買わない

ごみの排出抑制のため、ごみとなるものを断わり、買わないことや、過剰包装を行っている商品の購入やワンウェイ容器などを避け、詰め替えできる商品や繰り返し使える容器の商品を購入する。また、買い物にはマイバックを持参することに努める。

分別の徹底

家庭から排出される可燃ごみの中には、古紙類等まだまだ資源となるものが入っており、市の分別基準に従い、資源となるものについては徹底して分別を行い、ごみとして出すものを極力減らすように努める。

再製品の使用促進

循環型社会の構築のため、環境にやさしい再製品や植物系のプラスチック製品等を購入、使用するよう努める。

事業者の役割

過剰包装の自粛等

過剰包装、使い捨て容器の製造販売の自粛。ワンウェイ容器を改め、リターナルブル容器の製造販売に努める。とともに、安易な利便性を追求するあまり、使い捨て製品の製造及び販売等が多い現状から、これら製品の削減に努める。

再製品の販売促進

リサイクル社会の輪を形成していくため、環境にやさしい再製品及び植物系のプラスチック製品の販売促進を図る必要がある。

事業所も分別

事業所から排出される事業系廃棄物については、自己処理が原則となっている。このことから、事業者は責任を持って自己処理を行うと共に自己処理する際は、ごみと資源の分別の徹底を図る必要がある。

行政の役割

ごみの発生抑制に対する市の取組み

市は、他の関係機関と連携して国や都及び製造事業者に対して、ごみの排出・再使用・再利用の制度実現に努力し、市民や小売店等に対しては、ごみになるものは売らないように働きかけることが必要である。

またマイバック運動等の市民啓発をよりいっそう推進して行く必要がある。

資源物収集の拡大

現在、実施しているごみの減量化と資源化を推進するためには、市民・事業者の協力が不可欠であり、新たな施策の実施が迫られている。行政として何ができるか、何をすればごみの減量と資源化を促進できるかを十分検証し、その実施に向けた取組みを推し進める。

教育・啓発活動

排出者である市民や事業者にごみの減量や資源化の啓発活動をいっそう進める必要がある。市報はもとより、ごみ出しのパンフレット、分別便利帳、カレンダーの他、ホームページやFM西東京ラジオ放送、地域における説明会等を行う必要がある。

また、次世代を担う小・中学生に対して、今まで以上に学校・地域において、ごみの減量や資源化の必要性を啓発していく必要がある。また、ごみ処理施設の見学会等を積極的に実施していく必要がある。

お わ り に

以上、本協議会での検討内容について記しましたが、まとめにあたり以下のことについて強調しておくこととします。

- (1) 本協議会としては、5項目の具体的項目を協議し、提言として取りまとめました。これらの提言を実施するためには、市民・事業者が単独で実践できることは限られており、行政が主導することが重要だと考えております。市民・事業者・行政との連携強化を図り、ごみの減量と資源化を促進するために、調査研究の場や機会を作り、早期に実施計画を策定することを強く望むものです。
- (2) 剪定枝・生ごみの堆肥化を促進するにあたっては、行政の関係部課の連携が不可欠と思われます。たとえば、「堆肥化プロジェクト」を調査研究の段階から立上げるなど、市長（首脳部）が先頭に立って動いていただくことを強く望むものです。
- (3) ごみの減量と資源化の促進は、分別を徹底することが基本であると考えます。そのためにはごみを少なくする暮らし方（市民のごみ出し心得）やごみのリサイクルに関して、市民が関心を持って読みたくなる、分かりやすい広報を工夫していただくことを望みます。一方、西東京市に新しく転入手続きされた市民に対して市民課などの窓口でこれら広報一式を渡して欲しいと思います。さらに、市民と行政が直接対話する機会を日常的・継続的に設定することを強く望みます。

資 料

- 1 西東京市ごみ資源化及びごみ減量推進協議会設置要綱
- 2 西東京市ごみ資源化及びごみ減量推進協議会委員名簿
- 3 西東京市ごみ資源化及びごみ減量推進協議会開催経過

西東京市ごみ資源化及びごみ減量推進協議会設置要綱

第1 設置

市民、市内事業者及び行政が一体となり、ごみの資源化及び減量（以下「ごみの資源化等」という。）の推進に向け、協議するため西東京市ごみ資源化及びごみ減量推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) ごみの資源化等に向けた取組方法
- (2) ごみの資源化等に向けたプロセス
- (3) その他ごみの資源化等に必要な事項

第3 構成

協議会は、委員10人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般公募による市民 3人以内
- (2) 関係団体の職員 4人以内
- (3) 学識経験者 3人以内

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

第5 会長及び副会長

協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議は、原則公開で行うものとする。

第7 謝金

委員が協議会の会議に出席したときは、日額2,000円の謝金を支払うものとする。

第8 庶務

協議会の庶務は、環境防災部ごみ減量推進課において処理する。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月15日から施行する。

西東京市ごみ資源化及びごみ減量推進協議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分 等
か とう はる あき 加 藤 治 明	公 募 市 民
○ きた むら りつ こ 北 村 律 子	市民参加条例施行規則第 13 条
こま ざわ ゆ み 駒 澤 裕 美	市民参加条例施行規則第 13 条
かもしだ たかし 鴨志田 隆	関 係 団 体 職 員
たつ なお ひさ 達 尚 久	関 係 団 体 職 員
みや がわ かず み 宮 川 一 三	関 係 団 体 職 員
いそじま とう いち 五十島 統 一	学 識 経 験 者
かがみ きょう こ 加々美 京 子	学 識 経 験 者
さくら い まさ ゆき 櫻 井 正 行	学 識 経 験 者

(敬称省略)

は、会長 ○は、副会長

協議会開催経過

- 第1回 平成16年11月30日(火)午後2時~4時
出席人数14名(委員7名、市出席者7名)
議題:傍聴要領について、会議録について、今後の日程及び内容について、西東京市の現状と課題
- 第2回 平成17年1月21日(金)午後2時~4時
出席人数12名(委員6名、市出席者6名)
議題:ごみの分別方法について、その他
- 第3回 平成17年2月25日(金)午後2時~4時
出席人数11名(委員6名、市出席者5名)
議題:ごみの分別方法について、その他
- 第4回 平成17年5月13日(金)午後2時~4時
出席人数15名(委員9名、市出席者6名)
議題:ごみの分別方法について、その他
- 第5回 平成17年6月24日(金)午後2時~4時
出席人数12名(委員7名、市出席者5名)
議題:市民・事業者・行政分野における具体的な取組み方法
(1)具体的な取組み
野菜くず等の堆肥化
ごみの減量と資源化へ向けた取組み
(2)周知方法
- 第6回 平成17年7月29日(金)午後2時~4時
出席人数11名(委員7名、市出席者4名)
議題:市民・事業者・行政分野における具体的な取組み方法
(1)具体的な取組み
レジ袋について
その他
(2)周知方法

- 第7回 平成17年9月30日(金)午後2時~4時
出席人数13名(委員7名、市出席者5名、その他1名)
議題:市民・事業者・行政分野における具体的な取組み方法
(1)具体的な取組みのまとめについて
(2)周知方法
- 第8回 平成17年10月28日(金)午後2時~4時
出席人数13名(委員6名、市出席者6名、その他1名)
議題:市民・事業者・行政分野における具体的な取組み方法
(1)具体的な取組みのまとめについて
(2)その他
- 第9回 平成18年2月17日(金)午後2時~4時
出席人数12名(委員6名、市出席者6名)
議題:(1)ごみの減量と資源化の推進に伴う提言(案)のまとめ
(2)その他